

第7期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の状況 (平成30年度)

- 計画に定める、地域包括ケアの推進のための重点推進事項6項目それぞれについて、「県計画に定める方策の取組状況」、「市町村における取組・評価の概況」、「今後の取組の方向性」を整理したのになります。

重点推進事項6項目

- ①介護予防の推進 / ②生活支援の充実 / ③介護サービスの充実
- ④医療との連携 / ⑤住まいの確保 / ⑥認知症施策の推進

- 「県計画に定める方策の取組状況」には、平成30年度における県としての取組状況について、主なものを記載しています。
- 「市町村における取組・評価の概況」には、平成30年度における市町村（保険者）の取組状況のうち、独自に行っているものや特に課題となっているものについて、主なものを記載しています。
- 「今後の取組の方向性」には、これらを踏まえて今後県として取組む方向性について記載しています。

重点推進項目1 介護予防の推進

県計画に定める方策の取組状況

1 介護予防の推進

- 島根県介護予防評価・支援委員会に、介護予防活動（通いの場）検討部会を設置し、各市町村の現状や課題、取組状況の共有を実施。
- 地域包括支援センターを対象とした各種研修や、市町村への県アドバイザーの派遣等により関係職員の資質向上や市町村の体制整備を支援。
- 地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等の参画について、医療機関・関係団体に協力依頼・情報提供を実施。
- 食べる機能の向上支援として、歯科医師会や栄養士会との連携により、各種の研修会や普及啓発活動を実施。

2 健康づくりとの連携

- 健康づくり部局との庁内連携により、関係課間での情報共有を実施するとともに、市町村担当者向けの研修会や会議を共同開催。
- 介護予防活動（通いの場）検討部会において、通いの場の方向性や拡大に向けたパッケージ（仮）等について協議。

3 高齢者の積極的な社会参加

- 「生涯現役証」の発行や100歳以上の元気な長寿者への知事表彰により、高齢者の社会参加活動推進のための取組を引き続き実施。

市町村における取組・評価の概況

■通いの場について

- 地域差はあるが、通いの場の数自体は増加傾向。一方で参加者数については、固定化や減少が目立つ箇所もあり、新たな参加者の掘り起こしが課題。
- 内容については、参加者にとって魅力的なものにしつつ、運動に重点をおくことで予防として実効性のあるものにする工夫が必要。多くの市町村でご当地体操の普及等の取組みを推進。
- 多職種の専門職が参画することで参加者の満足度が高まっていることから、関わる職員の資質向上が重要。

■地域ケア会議について

- 地域ケア個別会議については、多職種協働により自立支援に向けた事例検討、取組の評価を行う体制は構築されつつあり、今後はより適切な評価が行えるよう、客観的な評価についての検討が必要。
- また、個別会議の積み上げにより、地域の課題解決のための政策形成にどうつなげていくかといった視点も重要。

今後の取組の方向性

- ◇ 通いの場について、島根県介護予防評価・支援委員会において、各市町村の現状や課題、取組状況を共有し、通いの場の拡充に向けて引き続き検討する。
- ◇ 地域ケア会議について、多職種連携による自立支援、重度化防止に資する地域ケア個別会議が全市町村で整備されるよう、研修や市町村担当者会議、県アドバイザーの派遣を通じて支援を行う。

重点推進項目2 生活支援の充実

県計画に定める方策の取組状況

1 生活支援の体制整備

- 生活支援コーディネーター養成研修や情報交換会の実施により、地域における支え合い見守りの体制づくりを推進。
- 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスが県内各市町村で展開されるよう、担い手確保や多様な主体の参画を促進。
- 「小さな拠点づくり」担当部局との合同により市町村向け研修を開催し、分野ごとの縦割りを超えた取組となるよう支援を実施。

2 地域における権利擁護の推進

- 日常生活自立支援事業について、担当者向けの研修や連絡会の開催により、実施体制の充実に向けた支援を実施。
- 成年後見制度の利用促進について、市町村が行う計画策定、後見人養成研修、普及啓発等の取組に対する支援を実施。
- 高齢者の消費者被害防止について、出前講座による普及啓発、警察と連携した戸別訪問等を行ったほか、市町村における「地域見守りネットワーク」の構築を支援。

市町村における取組・評価の概況

■生活支援の体制整備について

- 生活支援コーディネーターの配置についてはすべての市町村で達成済み。なお、第1層生活支援コーディネーターの配置については、多くの市町村で市町村社会福祉協議会に委託（委託している13市町村のすべてが社協への委託※H31.4末現在）。
- 住民主体による支え合いの地域づくりについて、商店の撤退など具体的な課題が発生しないと将来像がイメージされず、取組みに地域差が生じているのが実態。
- 協議体の効果的な運営や、既存組織、地域づくり部局と連携した取組みが課題。

今後の取組の方向性

- ◇ 生活支援コーディネーターと市町村との連携が図られるよう、コーディネーターの情報交換会の開催等による支援を引き続き実施する。
- ◇ 地域住民にとって身近な課題に対応できるよう、より小規模な単位での協議体設置に向けた支援を検討する。
- ◇ 市町村担当者を主な対象とした「小さな拠点づくり」との合同研修を引き続き実施する等、地域づくり部局との連携を図っていく。

重点推進項目3 介護サービスの充実

県計画に定める方策の取組状況

1 サービスの質の向上

- 自立支援型のケアプランに向けた研修の実施や、利用者の医療ニーズへの高まりを踏まえた訪問看護ステーションの展開支援、医療的ケアに対応する介護職員の養成等について、関係団体等と連携して、現状・課題の共有と今後の支援に係る検討を実施。

2 介護人材の確保

- 島根県福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議を通じ、関係機関と情報共有を行うとともに、介護の日のイベント等を連携して実施。
- 介護未経験者を対象とした入門的研修の開催や、外国人人材に関する制度についての情報共有等により多様な人材の確保にむけた取組を実施。また、市町村が人材確保対策に取り組めるよう助成事業を新設。
- 早期離職を防止し、介護の仕事への定着を図るため、エルダー制度の導入をモデル事業として実施。

3 介護給付等に要する費用の適正化

- 要介護認定が適切に運用されるよう、認定調査に係るテキスト作成や調査員研修を行うとともに、担当者会議による情報提供や意見交換を実施。
- 市町村が居宅介護支援事業所への実地指導を行うにあたり助言等により支援するとともに、ケアプラン点検に係る保険者向け研修会を実施。

市町村における取組・評価の概況

■介護人材の確保について

- 多くの市町村において課題認識が高い分野であるが、介護職の魅力発信による新規職員の獲得と、離職防止による現職の定着率上昇の両輪で取組んでいくことが必要。
- 魅力発信については、イメージアップのための独自サイトを開設している市町村もあり、若手介護職員のインタビュー記事掲載や、動画による情報発信等を行い、目標を上回るアクセス件数があるなど一定の成果あり。
- 離職防止については、介護職の資質向上の機会確保のための取組がなされており、一部の市町村では独自の研修会開催や、資格取得に係る受験料等の経費助成を実施。

■介護給付等に要する費用の適正化について

- ケアプラン点検については、実地指導に併せて実施することで数多くの点検を実施している市町村もあれば、人的体制の問題から十分な点検が実施できていない市町村もあり、状況は様々。
- 要介護認定の適正化のための取組として、一部の保険者では、調査員向けの独自研修、調査結果についての調査員への聞き取り等を実施。

今後の取組の方向性

- ◇ 今後の高齢者人口の減少等を踏まえ、地域のニーズに対応したサービス提供体制の再構築について市町村に積極的な働きかけを行う。
- ◇ 介護給付の適正化については、引き続き保険者間の情報共有等の機会を確保するとともに、より実効性のある支援を検討する。
- ◇ 介護人材確保については、新たに福祉・介護人材確保推進会議を設置し、介護職の魅力発信、多様な人材の確保、早期離職防止による定着促進等を主眼に取組むとともに、地域の実情に応じた市町村の取組への支援、外国人介護人材の活用についての検討など、様々な角度からの取組を進めていく。

重点推進項目4 医療との連携

県計画に定める方策の取組状況

1 地域での医療と介護の連携強化

- 保健所が中心となって関係機関を対象とした多職種連携研修会を開催し、関係者の資質向上を支援。
- 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築のため、標準的な入退院調整ルールを示したガイドラインを作成し、各圏域における検討の場づくりやルール作成を促進。
- 看取りへの対応を進めるため、看取りや在宅医療に関する住民啓発とともに、地域包括ケア関係機関連絡会議において看取りに関する事例発表や意見交換を実施。

2 リハビリテーションの推進

- 在宅復帰・在宅支援の機能を有する地域の老人保健施設や関係機関が連携して生活機能の維持・改善を促進するため、関係団体間での意見交換や研修会を実施。

3 訪問看護の推進

- 訪問看護の役割や魅力をPRし、理解促進や人材確保を図ることを目的とし、学生や一般住民を対象とした「訪問看護フェスタ」を開催。
- ステーションに就職した新卒等看護師の自立のための教育プログラムに基づく支援、病院からステーションへの出向研修事業の試行的実施、条件不利地域に訪問するステーションへの助成など、各種の施策を展開。

市町村における取組・評価の概況

■地域での医療と介護の連携強化について

- 医療・介護連携に関する会議や研修会を開催している保険者もあるが、全体として取り組みが不十分であり、保健所に配置した専任スタッフを中心に、データの提供や医療機関への橋渡し、実効性のある会議・研修の開催を支援。
- 入退院調整など市町村を越えた広域の取り組みに課題があるため、検討の場の設置や調整ルールの策定支援が必要。
- 一部の市町村において在宅医療座談会などの住民啓発が実施されているが、市町村単独では困難な場合が多いため、保健所の共催や、県による啓発資材の作成などによる支援を実施。

■訪問看護の推進について

- 訪問看護ステーション数・訪問看護師数ともに増加しているが、地域偏在があり、離島・中山間地域といった条件不利地域におけるサービス提供体制充実のため、一部の市町村では県事業を活用して訪問看護ステーションに対する経費助成を実施。

今後の取組の方向性

- ◇ 「入退院時」、「日常の療養」、「看取り」といった場面ごとの医療介護連携について、各保健所の専任スタッフにより圏域ごとの取組を推進する。
- ◇ 訪問看護へのニーズが多様化・複雑化する中、医療と生活の両方を支えることのできる訪問看護の質の確保・向上と人材の養成を図るため、関係団体と連携した取組を進める。

重点推進項目5 住まいの確保

県計画に定める方策の取組状況

- 1 高齢者の居住安定確保
 - 住宅部局とも連携し、住まいをテーマとした地域ケア会議において、地域包括支援センターや介護支援専門員等に対して情報提供を実施。
 - 「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」による住居のバリアフリー改修助成を行ったほか、県営住宅における1階住戸の一部についてバリアフリー改修を実施。
- 2 様々な居住形態への対応
 - 生活支援ハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホームについて、市町村との連携による状況把握のほか、必要に応じて情報提供を実施。
 - 有料老人ホームについて、都市部を中心に身近なサービス提供施設としてのニーズが増大している実態を踏まえ、併設事業所も含めた実地指導に試験的に取組むとともに、サービス付き高齢者向け住宅については住宅部局とも連携して指導を実施。
 - シルバーハウジングについて、県営住宅の建替事業に併せた整備を市町村に提案。

市町村における取組・評価の概況

- 冬期や退院後の一時居住先の確保について
 - 冬期や退院後など自宅での生活に支障を来した際に、一時的な居住先として生活支援ハウス等を活用することが自宅での暮らしの継続に繋がることから、一部市町村においては中山間地等において新たな生活支援ハウス等の整備を検討。
 - 地域における住まいのニーズに対応すべく、医療介護総合確保基金等を活用した支援が重要。

今後の取組の方向性

- ◇ 中山間地等を中心に、退院時や冬期など一時的に支援が必要となる方への居住支援を課題に掲げる市町村もあることから、必要な情報を提供するなど支援を行っていく。
- ◇ 高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、住宅部局と連携して、見守りサポート等が付加されたシルバーハウジングなどの供給を図っていく。

重点推進項目6 認知症施策の推進

県計画に定める方策の取組状況

- 1 認知症についての普及啓発
 - 認知症サポーター養成講座に関するチラシの配布、講師役となるキャラバンメイトの養成等、認知症に係る正しい理解の普及のための取組を実施。
- 2 認知症の方を支える地域づくり
 - 認知症カフェの設置状況の調査・公表、セミナーを通じた好事例の紹介、認知症地域支援推進員の養成支援等により、認知症の方を支える地域づくりを支援。
- 3 認知症についての相談対応
 - しまね認知症コールセンターのチラシ配布や、世界アルツハイマーデー(9月21日)に合わせた街頭啓発活動等により、相談窓口の周知を実施。
- 4 医療・介護の連携体制の整備
 - 認知症サポート医養成研修の受講費補助、認知症疾患医療センターの新規指定、保健所を中心とした連絡会や研修の実施等、認知症対応に係る医療介護の連携体制の整備を推進。
- 5 若年性認知症への対応
 - しまね若年性認知症相談支援センターを開設し、コーディネーターの配置により相談体制の充実を図るとともに、若年性認知症に係るホームページ開設や当事者を招いた講演会の開催等による理解促進のための取組を実施。

市町村における取組・評価の概況

- すべての市町村(保険者)において、認知症サポーターの養成や認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置がなされており、認知症カフェ(15市町で設置済み)、認知症ケアパス(15市町で作成済み)も多くで実施済み。
- 一方で、「認知症サポーターの活躍の場がない」、「認知症カフェへの本人・家族の参加が少ない」など、それぞれの施策の質の面で改善すべき課題が見受けられる状況。
- 認知症の方への支援体制は整いつつあり、今後はこれまで養成してきた人材(認知症サポーター等)の活躍の場の提供や、施策間の連動性を高める(例えば認知症地域支援推進員が認知症カフェや初期集中支援チームに関わるなど)ことが重要。

今後の取組の方向性

- ◇ 認知症サポーターやサポート医の養成、認知症疾患医療センターの設置等、支援の体制は整いつつあることから、施策についても「量の確保」から「質の充実」へ転換すべく、これまで養成してきた人材のさらなる活躍や、地域における連携体制の強化を推進していく。
- ◇ 市町村からは、主に医療面での連携において県の橋渡しを求められていることから、保健所を中心に2次医療圏単位で顔の見える関係づくりや関係機関のネットワーク構築を進めていく。